

## 第1節 公共施設応急対策

### 方 針

---

町は、府、泉州南消防組合及び関係機関と連携し、余震または大雨による浸水、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

### 計 画

---

#### 第1 公共土木施設等

##### 1. 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

町、府及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

##### 2. 避難及び立入制限

町、府及び施設管理者は、著しい被害が生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

橋梁など道路施設については、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。

土砂災害危険箇所については、二次災害防止のため、必要に応じ、府に対して斜面判定士の派遣を要請する。

#### 第2 公共建築物

町及び関係機関は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

#### 第3 応急対策

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

## 第2節 民間建築物等応急対策

### 方針

町及び関係機関は、建築物の倒壊、アスベストの飛散などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

### 計画

#### 第1 民間建築物等

##### 1. 民間建築物

町は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

また、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

##### 2. 宅地

町は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする箇所の危険度判定を実施する。実施にあたっては必要に応じ、府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

町は、危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の使用者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

#### 第2 危険物（危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設）等

##### 1. 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

町は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

##### 2. 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

#### 第3 放射性物質（原子力施設、放射性同位元素に係る施設等）

##### 1. 施設の点検、応急措置

原子力事業者等は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

##### 2. 避難及び立入制限

原子力事業者等は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

#### 第4 文化財

町及び指定管理者は、被災状況を調査し、その結果を町教育委員会を経由して府教育委員会に報告する。

## 第3節 ライフライン・放送の確保

### 方針

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施するものとする。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに応急供給、サービス提供を行うものとする。

### 計画

#### 第1 被害状況の報告

ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、被害が生じた場合は町及び府に報告する。

#### 第2 各事業者における対応

##### 1. 上水道・工業用水道（町、大阪広域水道企業団）

###### （1）応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止または制限を行い、必要に応じて、泉州南消防組合、泉佐野警察署及び付近住民に通報する。

###### （2）応急給水

ア 大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合、その他の災害により必要な場合、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

イ 給水車、トラック等により、応急給水を行う。

ウ 被害状況を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水を行う。

エ 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。

###### （3）広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達するほか、各水道事業体等のホームページに状況等を掲載するなど、幅広い広報に努める。

##### 2. 下水道（町、府）

###### （1）応急措置

ア 停電等によりポンプ施設の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発電機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。

イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。

ウ 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて、施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、泉州南消防組合、泉佐野警察署及び付近住民に通報する。

(2) 応急対策

- ア 被害状況を勘案して、必要度の高いものから応急対策を行う。
- イ 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

(3) 広報

- ア 生活水の節水に努めるよう広報する。
- イ 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

3. 電力（関西電力株式会社岸和田営業所）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、関係機関並びに付近住民に通報する。

(2) 応急供給

- ア 電力設備被害状況、一般被害情報等の集約により総合的に被害状況の把握に努める。
- イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- エ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- オ 被害状況を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- カ 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について広報活動を行う。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを町並びに関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

4. ガス（大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部）

(1) 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給

- ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- エ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

## 5. 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社））

### （1）通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 非常・緊急通話または非常・緊急電報は、一般の通話または電報に優先して取り扱う。

エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

### （2）被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に被災者が利用する特設電話の設置に努める。

### （3）設備の応急対策

ア 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事を要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

### （4）広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

## 6. 放送事業者（日本放送協会、民間放送事業者）

（1）放送体制の確保に努める。

（2）非常放送を実施する。

（3）災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。

（4）施設の応急復旧を進める。

（5）日本放送協会は、避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

## 第4節 農水産業関係応急対策

### 方針

---

町、府及び関係機関は、農水産業に関する応急対策を講ずるものとする。

### 計画

---

#### 第1 農業用施設

##### 1. 町

被害状況の早期把握に努め、被災意識や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ応急措置を講ずる。

##### 2. 土地改良区等

管理施設（ため池、農道、水路等）が損傷した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て応急措置を講ずる。

#### 第2 漁港施設

町、府及び漁業協同組合は、漁港の各施設に被害を受けたときは、速やかにその状況を的確に把握し、機能維持のため、漁港を管理する府に対して、応急及び復旧促進に関する措置を要請する。

#### 第3 農作物

町、府及び農業協同組合は、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

#### 第4 畜産

町は、畜産関係団体及び府の協力を得て、災害時において、家畜の伝染病発生には特に警戒を行い、予防とまん延防止のため、応急対策として次の措置を講ずる。

1. 伝染病の発生等について、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病予防対策を実施する。
2. 伝染病発生畜舎の消毒については、府の指定により実施する。
3. 伝染病発生に伴う必要消毒薬または一般疾病薬品等については、府に斡旋を要請する。